

大津地方裁判所委員会議事概要

1 日時

平成30年10月18日（木）午後2時から午後4時30分まで

2 場所

大津地方裁判所大会議室（本館1階）

3 出席者

（地方裁判所委員会委員）五十音順・敬称略

川添智史，齊藤一馬，田村公江，辻ひとみ，西岡繁靖，西川知一郎，羽座岡広宣，松田規久子，山村能寛

（事務担当者）

伊藤寛樹，平井美衣瑠，井上浩，宇野久美子，西川浩二，川瀬久雄，倉崎俊和，松本茂太

4 議事

(1) 委員の紹介

事務担当者から，前回委員会後に任命された大津地方裁判所委員会委員の紹介があった。

(2) 委員長の選任

委員の互選により，大津地方裁判所委員会委員長に西川知一郎委員を選出した。

(3) 委員長代理の指名

委員長において，西岡繁靖委員を委員長代理に指名した。

(4) 前回委員会以後の裁判所における取組等

事務担当者から，前回委員会で委員から出された意見を踏まえて，裁判所が行った取組等について説明した（前回のテーマ：DV防止法に基づく保護命令手続について）。

ア 対応職員として被害者の心情等を理解しておくため，裁判官を含む裁判所職員を対象に，大学教授を講師に招いて「DVにおける当事者の心理の理解について」というテーマの研修を実施したことを説明

イ 関係機関との連携を深めるため，市町等DV対策担当者会議に担当職員をオブザーバー参加させたり，滋賀県警察本部が実施する保護命令関係の研修へ担当職員を派遣したことを説明

(5) 利用者アンケートの報告

事務担当者から，庁舎内に備置きの来庁者へのアンケートについて，次のとおり，平成29年10月から平成30年3月分の内容などを報告した。

ア 回答数は14通である。回答者の性別は男性4人，女性4人，未回答6人であり，年齢は20代から70代までである。

イ 回答者の来庁用件は，裁判・調停の申立て，裁判・調停への出席，裁判傍聴などで

ある。

ウ 裁判所施設について、利用しやすいとの回答が9通、利用しにくいとの回答が4通あった。利用しにくい具体的な内容としては、「2つの階段が似ていてわかりづらい」、「待ち時間が長い」などである。

エ 裁判所職員の対応については、「丁寧で親切」などの意見がある一方、「言葉が聞き取りづらかった」との意見もあった。

(6) 意見交換（テーマ「裁判員裁判について」）

裁判員裁判を実施している大津地方裁判所別館において、候補者待機室、質問手続室、評議室、法廷で裁判官が裁判員にどのように接しているかについて、事務担当者が裁判官役を実演しながら委員に裁判員の模擬体験をしてもらった後、意見交換を行った。

発言要旨は、別紙のとおり。

(7) 次回委員会の日程、テーマについて

次回の委員会は、平成31年3月12日（火）午後2時から午後4時30分までとする。テーマは「民事調停手続の利用促進について」とする。

(別紙)

(発言要旨)

(■委員長, ○学識経験者, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

【裁判員裁判について】

■ 本日は、今後の裁判員裁判の広報活動について御意見をいただきたい。ご存知のとおり、裁判員制度を今後も維持、発展させていくためには国民の皆様の御理解と御協力が欠かせない。裁判員経験者のアンケートを見ると、裁判員を経験した後の感想としては、「非常によい経験と感じた。」や「よい経験と感じた」といった感想がかなり多い一方で、裁判員に選任される前には、「できればやりたくなかった。」「やりたくなかった。」といった御意見も少なくない。近年、辞退率の高さや出席率の低さがクローズアップされてきている中で、来年には裁判員制度10周年を迎えることもあり、今後、より国民の御理解を深めていくための広報活動に更なる努力をしていきたいと考えている。

まずは、本日、裁判員として、選任手続時の裁判長からの説明や、評議を実際に模擬体験していただいたが、御感想はいかがか。

- 本日は非常にいい経験をさせていただいた。裁判員制度が始まったとき、どうして市民が参加する必要があるのかと話をしていたことを記憶している。当時は国民が参加する必要性が十分に伝わっていなかったように思う。裁判員に選ばれたとき、被告人や関係者から嫌がらせや報復がないか、法律の勉強をしなければならないのかといった不安要素を解消してもらえれば、国民も安心して参加できるのではないかと感じた。
- 広報について、パンフレットで裁判員経験者の声が紹介されているが、経験後の感想としては大多数の方がよい経験と感じているものの、経験前はやりたくなかったという感想も多い。広報としては、「最初はやりたくなかったが、実際に体験してみて非常によい経験であった。」というようなマイナス面とプラス面を組み合わせた声を紹介した方が、説得力があるのではないか。「よかった」という声だけでは国民にはあまり心に響かない。また、実際に裁判員を体験した感想としては、初めて出会った人たちと重大な事件について議論ができるのだろうかという不安を感じた。
- ▲ 広報に関する点について、裁判員になる前に感じていた不安要素が裁判員を経験するにつれてどのように解消されたのかといった点を丁寧にわかりやすく伝えていく必要があるという意見はごもっともかと思う。不安要素は、仕事の都合がつかないなど環境整備が整わないといったものが多いが、他方で裁判手続に自分に関わって役割を果たせるのだろうかといった不安を感じている方も多い。本日、実際に体験していただいたが、私どもとしては、選任手続に来られた方々が、気負わずに裁判に参加できるよう、裁判の仕組みについてわかりやすい言葉に転換しながら説明していかねばならないと感じている。

次に、初めて出会った人と議論できるのかという点について、実際の裁判においても、お互い知らないメンバーが集まるが、現場としては、今日体験してもらったようなかみ砕

いた説明をしながら、どのようなメンバーが集まってもわかりやすい議論が展開できていると感じている。

- 裁判員に選ばれた者同士がどうやって人間関係を築けていけるのかという点についてはどうか。
- ▲ 裁判員はプライベートな事柄はお互いに話さないことにしており、原則として名前も言わないことになっている。そういった関係であったとしても、一つの判断に向かって議論していく中で、運命共同体のようなものとなっていく、徐々に打ち解けていっている。本日は裁判員として評議の冒頭のみ体験してもらったが、実際の裁判においては、裁判官は、初日に裁判員を迎えてから、自己紹介したり休憩時間に雑談等をしながら、親しみやすい、議論しやすい雰囲気作りに努めている。したがって、意外に思われるかもしれないが、初日から打ち解けた雰囲気となることも多い。
- 今、説明されたような内容が広報として伝えられていけば、参加される方の不安は解消されるのではないかと思う。差し支えなければ、裁判官と裁判員が和やかに歓談できている様子を伝えることができればよいと思う。
- 本日、体験させていただいた選任手続において、質問手続に関する説明もあったが、質問手続の後に、最終的に抽選の対象から外れる方も出てくるのか。また、質問手続の結果、裁判所が候補者の考え方などを理由に意図的に抽選から外すこともあるのか。
- ▲ 質問手続の中で、仕事で差し支えがあるなど辞退を申し出る方もおり、辞退が認められた方は抽選から外れることになる。また、質問手続では、制度の理念が裁判手続に広く国民の一般的な感覚を取り入れるものであることから、事件の関係者に知り合いがいないか、日程に支障がないかなどといった抽象的な質問しか行わず、裁判所が評議をやりやすい方を選び好みするための質問をすることはしない。
- 本日、裁判員の模擬体験をさせてもらい、大変勉強になった。今日の説明で裁判員の守秘義務について説明があったが、商売の世界では、口コミで客に良さが伝わることも多いところ、守秘義務がある中で広報活動を実施していくのは大変難しいと感じた。SNSで伝えていくような内容ではないと思うので、本日体験させてもらったような模擬手続を広く一般に実施すればよいと思う。ただし、裁判所が普段の仕事の合間を縫ってどれだけできるのかという問題もある。実際に体験してもらわなければなかなか伝わらないことに最大のハードルがあるように感じた。
- ▲ 守秘義務は守ってもらう必要があるが、裁判員経験者が感想を伝えることまで縛るものではない。裁判が終われば、裁判員経験者が家庭や職場において、自分が裁判員であったことや、経験した感想を述べてもらうことは構わない。また、評議の内容を話す守秘義務に反するが、公開の法廷で裁判員として見聞きしたことは伝えてもらって構わない。このように、実際には守秘義務はそれほど広範囲に及ぶものではないが、経験者の中には一切の話ができないと誤解されている方もいると聞いたことがある。裁判所としては、これから裁判員候補者となる方に実際に裁判員の模擬体験をしてもらえるような企画をし

ていきたいと考えている。

- 一般人からすると、守秘義務の範囲について明確に線を引くのは難しく、裁判員経験者に自身の経験を積極的に発信してもらっても話しぶり面もあると感じた。
- 裁判員に守秘義務が課せられている趣旨は、評議で裁判員が自由闊達に意見を述べることを確保するところにある。裁判所側では守秘義務の範囲を明確にできるが、国民の方々にはわかりにくいものとなっているのかもしれない。裁判所としても、守秘義務の目的や範囲を明確に伝えていく必要があると感じている。
- 資料では裁判員裁判の平均的なスケジュールが五、六日と記載されていたが、働いている者からすると、裁判員に選任された場合の時間的制約が課題と感じた。また、本日、一般人が裁判に参加するに当たって法律的な部分の準備は一切必要がないとの説明があったが、本当にしなくてよいのかといった不安もあるので、この点は広く一般に伝えていく必要があると感じた。また、被告人や関係者、裁判を傍聴していた者が自宅や職場を訪ねてこないかといった不安もあると思うので、それらを解消することができれば、参加しやすくなることに繋がるのではないかと思う。
- 従業員等が裁判員制度に参加しやすい環境整備について御意見をいただきたい。
- もし、従業員が裁判員に選任され、会社を五、六日間休むとなると、会社側としては、裁判員として参加する本人が周囲に裁判員裁判に参加していることが知れてしまうことによりストレスを感じたり、また、周囲の従業員が本人の仕事のカバーをすることにより、ストレスを感じたりしないかを懸念する。
- 広報活動としては、不特定多数の一般の方に対する周知もあるが、裁判員候補者が選任された段階で、裁判員候補者に対し、例えば相談窓口を伝えたり、裁判員経験者の声を届けるといったそれぞれが抱える不安を解消できるような広報活動を考えていくことも必要ではないか。一般の方、裁判員候補者など、対象ごとに広報方法を変えていくことも考えられるのではないか。
- ▲ 裁判員候補者に対しては、選任期日の呼出しをする際には裁判員経験者の感想等を記載した書面など、裁判員について具体的なイメージをしてもらえるような資料も同封しているが、裁判員候補者の負担等も考慮し、選任期日前に個別に裁判所に来て説明を行うといったことまではしていない。御意見の趣旨は理解できるため、裁判員候補者に対する広報については、今後も更に検討を重ねていく必要があると感じている。

なお、相談窓口については、上記呼出しの際に案内書面を同封している、また、裁判員に選任された際には仕事を休むことが必要になるので、勤務先に対して協力を依頼することを記載したパンフレットも同封している。裁判員候補者から勤務先との調整がうまくいかない旨の相談を受けた場合、裁判所としてはあまり無理をされないようにと伝えている。
- 勤務先にもそのようなアナウンスがされていることは知らなかった。会社側も裁判員制度を理解した上で従業員を気持ちよく送り出すことは大事かと思うので、会社側への

広報も重要となると感じた。

△ 先程御意見があったように、広報としては、やはり裁判員経験者の声の伝え方が重要になってくると感じた。よい経験だったと結論だけを伝えても、読み手からすると本当かなと疑問に感じることもあると思うので、裁判員をやりたくない理由として、法律知識がない自分にできるのかと不安に感じている方に向けては、今日の模擬体験の中で裁判長からわかりやすい言葉での説明がされるということがわかれば不安も解消できると思うので、例えば模擬選任手続や模擬評議での説明の様子を撮影しDVDにして配布したり、裁判所がいろんな所で模擬評議を実施することが有用ではないかと思う。

◎ 裁判員制度の広報が必要な理由としては、まだまだ国民に制度が浸透していないことが不安となり、裁判員をやりたくないことに繋がっているのかと感じている。

弁護士会としては、そのような不安を解消するための広報手段として、定期的に市民参加型のイベントを開催し、その中で模擬体験をしてもらうなどして裁判員制度を理解してもらうよう努めている。

○ 本日は模擬体験など本当に貴重な経験をさせていただき、裁判所が裁判員の負担を軽くするために種々の配慮に努めてくれていることがよく理解できた。こういったことをどんどん広報でアピールすればよいと感じた。また、一般市民からすれば、裁判員として参加した事件が冤罪となってしまったらどうしようという不安もあると思うので、それを払拭してくれるような広報をしてもらえればありがたい。

■ 裁判員制度は国民の御理解、御協力の基に成り立つものであり、また、制度を運用する主体である裁判所など法曹三者も不断の運営改善に努めていく必要がある。今回いただいた御意見を肝に銘じ、裁判所として、今後も運営改善に取り組んでまいりたい。

以 上